

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

第9準備書面

(被告東京都の提出する弾劾証拠の評価について)

令和5年9月15日

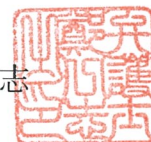
東京地方裁判所民事第34部合議甲B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田



弁護士 鄭 一 志



弁護士 河 村



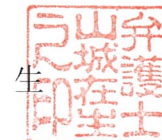
弁護士 我 妻 崇 明



弁護士 以 元 洋 輔



弁護士 山 城 在 生



弁護士 坂 井



本準備書面は、被告東京都が令和5年9月15日付け準備書面（5）と合わせて提出する弾劾証拠（乙15、乙16の1～4）の評価につき主張を補足するものである。原告らが既に提出した書面において定義した語句は、ことわりがない限り本準備書面においても同一の意義を有するものとして用いる。

1. 亡相嶋の取調べメモ（乙16の1～4）について

（1）■■■■の証言

■■■■は、原告ら代理人が、平成31年1月28日付けの亡相嶋のメール（甲27）を示し、「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座および導圧管等、極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌は出来ないと指摘したんだというふうにあります。こういう指摘が相嶋さんからあったという認識は、あなた、相違ないですか。」と訊ねたのに対し「はい、ありません。」と答え、さらに、こうした指摘を受けて検証実験を行うべきと考えて■■■■にその旨進言したところ、■■■■が、「従業員の言い訳だ、信じる必要はない」と述べた旨を証言した（■■■■調書8、9頁）。

また、被告東京都指定代理人が、「相嶋さんの取調べの内容というのは、捜査メモで把握していたということでもいいんですか。」と誘導的に質問をしたのに対し、「捜査メモと捜査員が■■■■警部らに報告するのを一緒に聞いております。」と答え、極端に温度の低い箇所がある旨の供述を知った方法について、「メモですか、報告ですか、どちらか覚えてますか。」と質問したのに対し、「報告で記憶があります。」と答えた。さらに、被告東京都指定代理人の、「それはメモに基づく報告ですか。口頭報告ですか。」との質問に対し、「私が印象に残っているのは、あ、同じことを言ってるなというふうに、■■■■警部補が報告してるのを見て、私は記憶しております。」と答え、「同じことというのは、メモと同じことを言ってるなど。」と執拗に誘導した質問に対して、「いや、メモとではなく、■■■■さんや■■■■さんと同じことを言っていると。やはりそこは確認しなきゃいけないのじゃないのかなっていうふうに思った記憶があるということです。」と証言した。報告を受けた時期については、「詳しい日にちは分かりませんが、■■■■さんと■■■■さんの後だと思えます。」と証言した。進言を受けた■■■■の発言については、「出なかったらどうするんだ、

事件潰れて責任取れんのかというのをずっと言われてます」と証言した（■■■■調書32～34頁）。

さらに、裁判所から、「余計なことをするなど、事件が潰れたらどうするんだ」と言った者が■■■■であるかを改めて問われ、「はい、そのとおりです。」と証言した（■■■■調書41頁）。

（2）■■■■証言の評価

■■■■の上記証言は、測定口にあたる箇所温度が特に上がりづらい旨の指摘が、まず■■■■及び■■■■からなされ、その後亡相嶋からも同様の指摘がなされたため、追加捜査を要すると考えて■■■■に進言したところ、「余計なことをするな。」「事件が潰れたらどうするんだ。」と黙殺を命じられたという事実を、具体的かつ論理的に述べたものである。

そして、■■■■及び■■■■が取調べにおいて指摘をした時期が平成30年12月であること（甲23、24（被告東京都も争っていない）、亡相嶋が指摘をした時期が平成31年1月であること（甲27（平成31年1月28日のメールに「先日の聴取の際に…」とある。））は、いずれも優に認められる事実であるところ、■■■■の証言する先後関係はこれに合致する。

さらに、■■■■が捜査幹部に進言をした事実は、■■■■の証言にも合致する（■■■■調書8頁）。

従って、■■■■の上記証言は、具体的かつ論理的であり、他の証拠関係とも合致しており、信用性が極めて高いと評価されるべきである。

（3）亡相嶋の取調べメモの記載は■■■■証言の信用力を何ら減殺しない

これに対し、被告東京都は、■■■■の上記証言に対する弾劾証拠として提出する乙16の1～4に「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座および導圧管等、極端に温度の低い箇所がある」といった亡相嶋のメールに記載された供述が記載されていないとして、「■■■■警部補による記憶違いの可能性が高い」と主張する。

しかし、もとより捜査メモは、捜査員が被聴取者自身の確認を得ることなくその供述内容を独自にメモしたものであり、■■■■によれば、聴取した内容を全て網羅的に記載するものではなく、「要点のみを記載するもの」である（■■■■調書4、15

頁)。また、捜査員は、聴取内容を自らのノートにも記載している（■■■■調書27～28頁）。従って、亡相嶋が「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座および導圧管等、極端に温度の低い箇所がある」と指摘したとしても、かかる指摘が捜査メモに正確に記録されていないことも十二分にありうる。

「マンホール」について言及がある乙16の3についていえば、4時間30分以上にわたる取調べの内容が僅か7ページにまとめられているのであるから、亡相嶋の発言のうち相当程度は、（意図的にしろ、意図的でないにしろ、）メモに残されていないことが窺われるのであって、同取調べにおいて亡相嶋が「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座および導圧管等、極端に温度の低い箇所がある」と指摘した可能性を排除することはできない。そして、捜査会議上における■■■■警部補の報告の際、捜査メモに記載された事実に加えて、■■■■警部補の記憶ないし自らのノートに基づく報告がなされていた可能性も排除できない。

同様に、温度の上がりづらい箇所について言及がある乙16の1には、「壁面についた菌はどうするのか、伝熱工学的にも熱風で壁面を温めたところで、外気との中間になってしまうからそんなに高温にはならない。」との記載が残されているが、かかる指摘に加えて、「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座および導圧管等、極端に温度の低い箇所がある」との供述がなされていた可能性を排除することはできない。そして、捜査会議における■■■■警部補の報告の際、捜査メモに記載された事実に加えて、■■■■警部補の記憶ないしノートに基づく報告がなされた可能性も排除できない。なお、乙16の1の作成日は取調べの行われた平成31年1月15日の翌々日であり、捜査会議が適時に行われていたとすると、■■■■警部補からの報告時において捜査メモが未作成であった可能性すらある。

従って、亡相嶋の取調べメモにメール記載の指摘について記載されていないことの一事をもって、亡相嶋がかかる指摘をした事実がないということとはできないし、捜査会議における■■■■警部補からの報告で言及されていないと断じることはできない。

そして、■■■■の上記証言は、亡相嶋が「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座および導圧管等、極端に温度の低い箇所がある」との指摘をしていた事実を、捜

査メモの記載ではなく、捜査会議における■■■■警部補の報告で知ったというものであるから、乙16の1～4の記載内容と何ら矛盾するものでもなく、不自然でもない。

むしろ、亡相嶋がこれらの取調べから近接する時期に原告大川原及び原告島田に宛てて送信したメールにおいて事実と異なる報告を行う理由はないのであるから、乙16の1～4に亡相嶋の当該指摘が記載されていないのは、これらの捜査メモを作成した捜査員が亡相嶋の指摘を正しくメモに拾い上げていなかった（メモ作成時において当該捜査員が重視していなかった、あるいはメモ作成過程において削除された）と見るのが相当である。

(4) むしろ乙16の1～4は■■■■証言の信用性を高める

上記証言の経過を辿ると、被告東京都指定代理人が■■■■に対して「捜査メモを見て相嶋の指摘を知った」との証言を獲得しようと執拗なまでに誘導を試みていることが分かる。「捜査メモで把握していたということでもいいんですか。」、「メモですか、報告ですか、どっちか覚えてますか。」、「それはメモに基づく報告ですか。」、「同じことというのは、メモと同じことを言ってるなど。」と、実に四度にわたり「メモ」という証言を引き出そうとしている。

これに対し、■■■■は、メモではなく■■■■警部補の口頭での報告を聞いたものである旨を一切ブレずに証言しており、確固たる記憶に基づく証言であることが強く伺われる。そして、乙16の1～4の記載は、かかる■■■■の証言と合致しているのであって、むしろその信用性をより高めるものと評価すべきである。

2. ■■■■からの聴取メモ（乙15）について

(1) ■■■■の証言

■■■■は、被告東京都指定代理人からの、「■■■■は、最低温箇所についてはどういうことを話をしていましたか。」との質問に対し、「分からないと言っておりました。」と証言した（■■■■2頁）。

(2) ■■■■からの聴取メモの内容

被告東京都は、平成30年3月16日に■■■■らが■■■■から聴取した内容であ

るとして作成された同月19日付け捜査メモ（乙15）を■■■■の上記証言に対する弾劾証拠として提出する。

同捜査メモには、■■■■が、「バグフィルタ下部の温度が低くなることが予想されるため、実験では、排風口の出口温度とバグフィルタ下部の温度も測定するべきだと思う」と述べた旨の記載がある。

しかし、同捜査メモには、同日に2通の供述調書が作成された旨の記載がなされているところ、最低温箇所に関する供述は本件要件ハの該当性に関する極めて重要な事項であるにもかかわらず、供述調書の内容には列挙されず、「その他参考事項」として記載されていることからして、同日の聴取において■■■■から真に述べられた事実であるかは甚だ疑わしいと言わざるを得ない（供述調書は被聴取者が内容を確認し署名捺印するのに対し、捜査メモの内容は被聴取者の確認を得ていない。）。

特に、■■■■に関しては、原告島田に対する取調べの違法性が本件において大きく問題となっているほか、■■■■教授の捜査メモ及び聴取結果報告書において■■■■教授の話していないことをさも話したかのように記載していたことが明らかになっているところ（甲159）、■■■■の署名捺印すらない乙15の捜査メモの記載をもって、■■■■の述べた内容を正しく記載したものと直ちに認めることはできない。■■■■は、その直前の平成30年3月12日に■■■■からサイクロンの下部及びバグフィルタの下部の温度が低くなる可能性がある旨を聴取し、同月14日付け聴取結果報告書を作成している（丙A132）。■■■■からの聴取がその僅か2日後に行われていることからすると、乙15に記載された「サイクロン・バグフィルタ内の熱風の動き及び温度について」に関する記述は、真に■■■■が述べたものではなく、■■■■が述べたこととして■■■■が作文したものである可能性や、■■■■が持論を展開し■■■■がこれを否定しなかっただけのものである可能性（■■■■教授の聴取で■■■■が用いた手法）を排除することはできない。

従って、乙15の記載のみをもって、■■■■が捜査メモに記載されたとおりの供述をしていたとは、認めることはできない。

（3）乙15だけが聴取結果とは限らない

警視庁公安部の[]に対する聴取捜査については、平成29年6月23日に[]、[]らが聴取を行ったこと（乙8の19）、同年12月6日に[]が電話聴取を行っていること（乙8の23）、平成30年3月16日に[]らが聴取を行ったこと（乙15）、及び令和2年4月1日に[]が電話聴取を行ったこと（丙39）が、本件訴訟において証拠として顕出されている。

しかし、乙15が証人尋問後に提出されたものであることや、警視庁公安部の経産省に宛てた捜査関係事項照会書（丙2）の添付書類として列挙されている平成30年2月22日付けの電話聴取結果報告書ないしこれに関する捜査メモが本件訴訟上顕出されていないことからしても、本件訴訟において、[]に関する捜査メモが網羅的に提出されていないことは明らかである。すなわち、警視庁公安部が[]に対して行った聴取等がこれ以外に存在しないとは認められない。

例えば、[]が平成29年6月24日以降継続して本件捜査に協力している噴霧乾燥器メーカーであること、警視庁公安部が平成29年11月以降継続的に本件噴霧乾燥器1の同型機を用いた温度実験を行っていることからすると、[]から最初に最低温箇所に関する聴取を行った平成29年12月（乙8の22「器具と器具の間のパッキン部分」、乙8の24「バグフィルタの回収容器の接続部分」等）と同時期か或いはそれ以前に、[]に対して最低温箇所に関する聴取を行っていたことも十分考えられる。

むしろ、[]が輸出も行っている噴霧乾燥器のメーカーであるのに対し、[]は、噴霧乾燥器のメーカーではなく、各メーカーから噴霧乾燥器等の装置を取り寄せて現場で設置を行っているエンジニアリング会社であり（乙8の21）、噴霧乾燥器の輸出も行っていないのであるから、最低温箇所の捜査にあたっては、[]よりも先に[]から聴取を行うのが自然である。そして、[]が当初から断定的に最低温箇所を指摘していたのであれば、当該供述を捜査報告書ないし供述調書にすればよいのであって、[]に聞く必要はない。そうすると、平成29年12月に[]に対して最低温箇所に関する聴取を行ったのは、それ以前に[]が最低温箇所について「分からない。」と供述したことから、やむを得ず[]に聞くことになったと

も考えられるのである。なお、本件訴訟では顕出されていないが、警視庁公安部は、平成29年10月、 の協力を得て同社製噴霧乾燥器を用いた温度実験を行っている。

これに加え、もとより捜査メモは聴取した内容を全て網羅的に記載するものではなく、「要点のみを記載するもの」である（ 調書4、15頁）というのであるから、平成29年6月23日や同年12月6日に行われた聴取り、あるいは本件訴訟において顕出されていないその他の聴取りの際に、 が最低温箇所について「分からない。」と供述していた可能性は排除されない。

（4）乙15は 証言の信用力を減殺しない

改めて の上記証言を見ると、 は、「 は、最低温箇所についてはどういことを話をしていましたか。」との被告東京都指定代理人の問いに対し、「分からないと言っておりました。」と証言している。これに対し、被告東京都指定代理人は、当該聴取がいつ行われたものであるかについて特段の質問をしていないから、 がいつの時点で「分からない。」と言っていたかについては、何ら特定できていない。上記のとおり、警視庁公安部は、 から最初に最低温箇所に関する聴取を行った平成29年12月と同時期かそれ以前に、 に対して最低温箇所に関する聴取を行っていたことも十分考えられるのであるから、 が、この時期における聴取結果として、「分からないと言っておりました。」と証言していたとも考えられる。

従って、 の上記証言は、証拠と明らかに矛盾するものとはいえない。そして、上記のとおり、もとより乙15の記載自体 から真に述べられた事実であるかは甚だ疑わしいのであるから、乙15は の上記証言の信用性を何ら減殺しないものと評価すべきである。

以　上